

公益社団法人北九州市歯科医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北九州市歯科医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北九州市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、地域歯科医師会等との連携のもと、医道の高揚、公衆衛生及び歯科保健・医療・福祉の啓発、振興並びに歯科医学の研究、発展を図り、地域住民の健康と社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関すること
 - (2) 公衆衛生・歯科保健の普及啓発に関すること
 - (3) 地域住民の全てのライフステージにおける歯科保健、医療、福祉の調査研究及び振興、推進に関すること
 - (4) 医科歯科、多職種連携による医療・介護・福祉の増進に関すること
 - (5) 歯科医学の研究及び発展に関すること
 - (6) 歯科医業の向上、医療安全対策に関すること
 - (7) 救急医療、災害医療及び警察等の諸活動への協力に関すること
 - (8) 地域住民及び会員への広報活動に関すること
 - (9) 歯科医師の研修に関すること
 - (10) 歯科医療従事者の養成及び研修に関すること
 - (11) 歯科医師会相互の連絡調整による事業の推進に関すること
 - (12) 会員の福祉厚生に関すること
 - (13) 本会の事業の推進に資するための収益事業に関すること
 - (14) その他本会の目的を達成するに必要なこと
2. 前項各号の事項を実施するに必要な規則等は、別に定める。
3. 第1項各号の事業は、福岡県及びその周辺において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

正会員 本会が承認した北九州市の各区を区域とする区歯科医師会（以下「区歯科医師会」という。）に所属する歯科医師で、本会の目的及び事業に賛同した者

2. 前項の正会員のうち、栄誉の敬称である終身会員は、会員規則に定める。

(会員の資格の取得)

第6条 本会に入会しようとする正会員は、別に定める入会申込書を本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の手続きは、会員規則で定める。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、第4章に規定する代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項の権利、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2. 正会員は、本会の行事、学会及び講習会等に参加し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(正会員の義務)

第8条 正会員は、代議員会の決定事項に服する義務を負う。

2. 正会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金等を本会へ納入しなければならない。
3. 入会金、会費及び負担金等の負担率その額並びに支払い方法は、代議員会で決める。
4. 特別の事由がある者については、理事会の決議を経て、会費及び負担金を減免又は納入を猶予することができる。

(任意退会)

第9条 正会員が、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を本会へ提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 正会員が前項の手続きをするときは、区歯科医師会を経て提出しなければならない。
3. 退会しても、既納の入会金、会費及びその他拠出金品は返還しない。

(正会員の資格喪失)

第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 区歯科医師会で除名又は会員たる身分を失い当該歯科医師会の通知があったとき
- (2) 総代議員が同意したとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 本会が解散したとき

(会費等の未納に伴う退会)

第11条 本会は、正会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を支払わぬとき

は催告し、なお支払わぬときは、退会させることができる。

2. 前項の規定により退会させられた者が、6箇月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の決議を経て、再び入会することができる。
3. 第1項の規定により退会させたときは、その氏名及び事由の概要を所属の区歯科医師会及び当該正会員に通知する。

(除名)

第12条 正会員に次の各号に該当する行為があったときは、代議員会の決議を経て除名することができる。ただし、これを決議するについては、当該正会員に対し、1週間前までに、理由を付して正会員の除名に関する議案の内容を通知し、決議を行う代議員会において当該正会員若しくは弁護士（正会員に限る）を出席させて弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 歯科医師としての職務をけがした者
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の除名の処分については、第11条第3項の規定を準用する。

第4章 代議員

(社員)

第13条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

(代議員の定数)

第14条 代議員の数は、区歯科医師会ごとに2名ずつの基礎定数に、その正会員50名までは1名、50名又はその端数を増すごとに1名の割合の加算定数を合算して選出する。

(代議員の選出及び任期)

第15条 代議員を選出するため、区歯科医師会ごとに正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は別に定める。

2. 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の選挙に立候補することができる。
3. 第1項の代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
4. 第1項の代議員選挙は、2年に1度6月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。ただし、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて代議員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。なお、当該代議員は第14条の数に含まないものとする。

(代議員の資格の喪失)

第16条 代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

- (1) 第9条、第10条及び第11条により正会員の資格を失ったとき

- (2) 第 12 条により除名されたとき
- (3) 第 25 条第 2 項第 2 号により代議員会で決議されたとき
- (4) 区歯科医師会の所属を変更したとき
- (5) 辞任したとき
- (6) 総代議員が同意したとき。

ただし、これを決議するについては、当該代議員に対し、1 週間前までに、理由を付して代議員の資格の喪失に関する議案の内容を通知し、決議を行う代議員会において当該代議員若しくは弁護士（正会員に限る）を出席させて弁明の機会を与えなければならない。

（予備代議員）

第 17 条 代議員が欠けた場合又は代議員が代議員会に出席できない場合で議決権の代理行使を求めるときに備えて予備の代議員（以下「予備代議員」という。）を選挙することができる。予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

2. 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の予備として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
3. 予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は第 15 条第 4 項の代議員の任期の満了するときまでとする。

第 5 章 代議員会

（構成）

第 18 条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

2. 前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 19 条 代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 代議員の資格の喪失
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (4) 役員の報酬等の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書面の承認
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
- (7) 定款の変更並びに規則の制定及び改廃
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 入会金、会費及び負担金の負担率その額並びに支払方法
- (10) 理事会において代議員会に付議した事項
- (11) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 20 条 代議員会は、定時代議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招集)

第 21 条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(代議員提案権)

第 22 条 代議員は、会長に対し、一定の事項を代議員会の目的とすることを請求することができる。

2. その請求は、総代議員の 30 分の 1 以上の議決権を有する代議員に限り、代議員会の開催の日の 6 週間前までにしなければならない。

(議長及び副議長)

第 23 条 代議員会の議長及び副議長は、代議員選挙後最初に開催される代議員会で選出する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(議決権)

第 24 条 代議員会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

2. 代議員は同一の区歯科医師会選出の予備代議員のみを代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は代議員会ごとに代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。また、代理人となった予備代議員は、1 名につき 1 個までしか代理を受任することはできないものとする。

(決議)

第 25 条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 代議員の資格の喪失
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数の範囲内において理事会で定めた定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第 26 条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び当日議長の指名した出席代議員 2 名が議事録に署名又は記名押印し、これを本会に

保管する。

第6章 役員

(役員を設置)

第27条 本会に次の役員を置く。

理事 15名以内

監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。
3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
4. 副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
5. 前項の他、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。
6. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任及び解任)

第28条 役員は、代議員会の決議によって選任及び解任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
5. 役員は正会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは予め理事会で決めた順位に従い、法人の代表権を伴わない業務執行のみを代行する。
4. 専務理事は、会長の旨を受けて、会務を掌理し、会長及び副会長共に事故あるときはその職務を代理し、共に欠けたときは、その職務(本会を代表するものを除く)を代行する。
5. 常務理事は、会長の旨を受けて、その担当業務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは、予め常務理事間で決めた順位に従い、専務理事の職務を代理し、その欠けたときは、その職務を代行する。
6. 第2項から第5項に定める以外の業務執行理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、予め理事会で決めた順位に従い、会長、副会長、専務理事及び常務理事共に事故あるときは、法人の代表権を伴わない業務執行のみを代行する。
7. 代表理事及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調

査をすることができる。

(役員任期)

第 31 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
3. 増員として選任された理事任期は、他の役員任期の終了する時までとする。

(役員欠けた場合等の選任)

第 32 条 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。

(任期満了等における前任者の職務)

第 33 条 理事又は監事は法令又は定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第 34 条 役員に対して、その職務の対価として代議員会において別に定める報酬等の支給の規則に従って算定した額を代議員会の決議を経て支給することができる。

(責任の免除)

第 35 条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる役員損害賠償責任を法令の限度内において理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 36 条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

2. 前項第 3 号の代表理事である会長の選定に当たっては、会員の意識調査をするために正会員の選挙により会長候補者を選出し、その結果を参考にすることができる。その方法については別に定める。

(招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 3 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
4. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事が理事会を招集する。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名又は記名押印する。

第 8 章 常務理事会及び委員会

(常務理事会)

第 42 条 本会に常務理事会を置く。

2. 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって組織する。
3. 常務理事会は、必要に応じ会長が招集する。
4. 常務理事会は、理事会の権限を侵すものではなく、理事会から委任された事項及び理事会に付議する事項を協議し、理事会に報告を行う。

(委員会)

第 43 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の種類、構成及び任務は、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 44 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算等)

第 45 条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み額を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、代議員会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第 1 号から第 6 号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時代議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配)

第 48 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 50 条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 52 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、国若しくは

地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 株主等の権利行使

(株主等の権利行使)

第53条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(株式取得の数量の制限)

第54条 寄附により公益法人等が株式の取得をした場合には、その取得によりその公益法人等の保有することになるその株式の発行法人の株式がその発行済み株式の総数の2分の1を超えてはならない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、平成25年4月1日から施行する。
2. 本会の最初の代表理事である会長は山地直樹とする。
3. 本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、その任期は平成25年6月の定時代議員会の終結のときまでとする。

山地 直樹

吉岡 眞一

佐伯 和道

白石 悦郎

田中 博

立和名靖彦

田中 徹

森高 久恵

4. 本会の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。

笹本 純司

栗田 英樹

5. この定款の施行後最初の代議員及び予備代議員は、第 15 条から第 17 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員及び予備代議員として選出された者とし、その任期は、平成 25 年 6 月末日までとする。
6. この定款の施行後最初の代議員会の議長及び副議長は、第 15 条及び第 16 条と同じ方法で予め行う代議員選挙によって選出された代議員が、予め行う代議員会において選出した者とし、その任期は、それぞれ平成 25 年 6 月末日までとする。
7. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、認定法第 4 条の認定を受けた日から施行する。